市町村議会で議決した意見書（平成27年12月）

平成28年2月22日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	宮古市	安全保障関連法の廃止を求める意見書	H27.12.21	1
2	大船渡市	安全保障関連法の廃止を求める意見書	H27.12.15	2
3	大船渡市	岩手県の医療費助成制度において現物給付の導入を求める意見書	H27.12.15	3
4	大船渡市	地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書	H27.12.15	4
5	久慈市	安全保障関連法案の強行採決に抗議し第189回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書	H27.12.16	5
6	遠野市	TPP交渉の大筋合意についての対応に関する意見書	H27.12.11	6
7	遠野市	原発再稼動の中止を求める意見書	H27.12.11	7
8	遠野市	災害ボランティア割引制度の創設を求める意見書	H27.12.11	8
9	一関市	私学助成の充実を求める意見書	H27.12.18	9
10	一関市	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の合意内容についての情報公開を求める意見書	H27.12.18	10
11	一関市	介護報酬の見直しを求める意見書	H27.12.18	11
12	一関市	県立花泉高等学校の存続を求める意見書	H27.12.18	12
13	陸前高田市	中小企業基盤整備機構が整備した仮設施設の使用期限の延長を求める意見書	H27.12.16	13
14	二戸市	ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書	H27.12.17	14
15	二戸市	安全保障関連法の廃止を求める意見書	H27.12.17	15
16	奥州市	TPP協定交渉の情報開示とTPP協定交渉からの撤退を求める意見書	H27.12.22	16
17	奥州市	安全保障関連法の廃止を求める意見書	H27.12.22	17
18	奥州市	私学教育の充実と発展を求める意見書	H27.12.22	18
19	奥州市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の１復元を求める意見書	H27.12.22	19
20	西和賀町	TPP協定交渉の大筋合意についての対応に関する意見書	H27.12.18	20
21	金ケ崎町	私学助成の充実に関する意見書	H27.12.9	21
22	平泉町	安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書	H27.12.17	22

№.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
23	平　泉　町	私学助成の充実を求める意見書	H27.12.17	23
24	大　槌　町	源水集会所設置を求める意見書	H27.12.17	24
25	大　槌　町	TPP交渉の大筋合意についてに対応した農業政策の確立と地域経済を守る政策の確立を求める意見書	H27.12.17	25
26	田 野 畑 村	安全保障関連法の廃止を求める意見書	H27.12.17	26
27	軽　米　町	民間事業者による産業廃棄物等最終処分場建設計画についての意見書	H27.12.16	27
28	軽　米　町	TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める意見書	H27.12.16	28
29	軽　米　町	安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書	H27.12.16	29
30	軽　米　町	消費税増税中止を求める意見書	H27.12.16	30
31	軽　米　町	こども医療費無料化と国民健康保険国庫負担金の減額のペナルティを廃止することを求める意見書	H27.12.16	31
32	野　田　村	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	H27.12.11	32
33	野　田　村	子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることについての意見書	H27.12.11	33
34	一　戸　町	ヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書	H27.12.17	34
35	一　戸　町	安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書	H27.12.17	35
36	一　戸　町	TPP協定交渉の大筋合意に関する意見書	H27.12.17	36

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】安全保障関連法の廃止を求める意見書 （趣旨） 憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している中で強行採決された安全保障関連法の廃止を強く求める。 （理由） 本年９月 19 日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。 この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、ＰＫＯ法など既存の 10 の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。 国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。 各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今国会で成立させるべきでない」が６割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが８割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。 国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのＰＫＯ活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいうべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。 よって、憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、国においては、安全保障関連法を廃止するよう強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官 【件　　　名】安全保障関連法の廃止を求める意見書 去る９月 19 日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立しました。 これまで、歴代政権が憲法９条の下では許されないとしてきた憲法解釈を大転換し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が行われ、国際平和支援法の新設や、平和安全法制整備法により武力攻撃事態対処法やＰＫＯ協力法など既存の 10 の法律が一括して改正されました。 国会の審議では、後方支援活動には、戦闘地域での兵站活動や、戦乱の続く地域での治安維持活動、大量破壊兵器等の輸送までもが含まれる可能性が示され、これらの活動は憲法が禁じる武力行為そのものであり、憲法違反であることが国民の前に明白になりました。 多くの憲法学者や内閣法制局長官経験者、最高裁判所長官経験者が、安全保障関連法案は違憲であると断じたことは極めて重大であり、大多数の国民の本意であります。 安全保障関連法成立直後の各種世論調査においても、「政府の説明が不十分」、「同法成立について評価しない」とする回答が多く出されており、このことは、国民の理解が得られていないことを端的に示すものであります。 よって、この法律は十分な審議が尽くされたうえで成立したとはいえず、立憲主義・民主主義を踏まえた国民的合意を得る必要があることから、第 189 回国会で成立した安全保障関連法について、廃止することを求めるものです。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 15 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県副知事、岩手県保健福祉部長、岩手県総務部長 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度において現物給付の導入を求める意見書 県は医療費助成制度の給付方法において、就学前児童及び妊産婦については、2016 年８月より現物給付を導入する方針ですが、その他の助成制度対象者は償還払いのままです。 償還払いは、医療機関を受診した際に窓口で一旦法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県が全ての制度で現物給付を導入しています。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため、安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。 また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要となります。市町にとっては、償還払いに係る事務作業や振込手数料が不要となります。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要となります。 以上の点から、県におかれましては、県民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。 記 １　県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付とすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成27年12月15日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書 　地方自治体が行っている医療費助成制度について、その給付方法の一つである現物給付は、医療機関窓口においては負担上限額までの支払いで済む方法です。 　患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であるため、安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。 　また、一方の給付方法である償還払いの際に必要となる医療費助成給付申請書の手続きが不要となります。市町にとっては、償還払いに係る事務作業や振込手数料が不要となります。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要となります。 　しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国民健康保険に係る国からの国庫負担金が削減されてしまいます。 　なぜ国は、住民の健康のためにも患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すのでしょうか。 　そもそも国民の健康を守ることは、日本国憲法第25条で規定されるように国の責務ではないでしょうか。 　以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。 記 1　国は、地方自治体の医療費助成制度で現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめること。 　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、 安全保障法制担当大臣、内閣官房長官 【件　　　名】安全保障関連法案の強行採決に抗議し第 189 回国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書 憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している安全保障関連法案が、強行採決されたことについて抗議するとともに、第 189 回国会で成立した安全保障関連法の廃止を強く求める。 去る９月 19 日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。 この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、ＰＫＯ法など既存の 10 の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。 国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。 各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今（第 189 回）国会で成立させるべきでない」が６割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが８割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。 国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのＰＫＯ活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいうべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。 よって、憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、第 189 回国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 11 日 【提　出　先】農林水産大臣、経済再生担当大臣 【件　　　名】ＴＰＰ交渉の大筋合意についての対応に関する意見書 平成 27 年 10 月５日、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉 12 カ国は閣僚会合において、協定の大筋合意に至ったところであります。 今後はＴＰＰ協定の批准に向けた手続きを進めることとなりますが、ＴＰＰは、農林水産業において国民生活に大きな影響を及ぼすものであり、特に生産基盤の弱い地方においては、経済や生活などへの影響が懸念されるところであります。 つきましては、生産農家が将来にわたって「夢」と「希望」と「誇り」をもって、営農に取り組めるよう、農業政策の確立と地域経済を守る観点から、下記事項について、地方自治法第 99 号の規定により意見書を提出します 記 １．経済安定策など将来にわたって再生産を可能とする政策の確立 大筋合意の内容及びその影響を精査し、経営安定対策など将来にわたって希望をもって再生産が可能となる政策を確立すること。 ２．収益力向上と競争力強化のための対策 新規就農者などの担い手育成、作業受委託組織への支援、農地集積、流通施設などのインフラ整備を講じること。 ３．国土保全を含めた農地の維持管理、地域文化の持属性対策 中山間地を含めた耕作条件不利地域での営農継続と伝統文化の警鐘、及び定住化に対応した政策を講じること。 ４．新たな分野に挑戦する付加価値創出対策 地理的表示保護制度の運用など知的財産対策、地域政策の拡充、流通施設の整備や非関税障壁の撤廃など輸出促進対策を講じること。 ５．地域や消費者の信頼にこたえる国産農畜産物の需要拡大対策 外食や加工食品での原料原産地表示の強化、適正価格での流通確保、学校給食での和食の推進や地域ブランド産品の利活用支援を講じること。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣 【件　　　名】原発再稼動の中止を求める意見書 東京電力福島第一原発事故発生から４年半が経過する中で、未だに福島県民約 10 万人が避難生活を余儀なくされている。福島第一原発事故の原因は十分には究明されず、汚染水問題などが日毎に深刻さを増し、事故の収束もおぼつかない状況にある。 このようななかで、九州電力は８月に川内原発第１号機を、10 月に２号機を再稼動し、四国電力伊方原発３号機、関西電力高浜原発３・４号機の再稼動の準備もすすんでいる。政府は原発の再稼動をすすめ、原発依存の既成事実化をはかろうとしている。 新規制基準は放射性物質が飛散する過酷事故を想定し、避難計画の策定を道府県とＵＰＺ(緊急防護措置準備区域：概ね 30㎞)圏内の自治体に義務付けたが、国も原子力規制委員会も計画づくりには関与しておらず、計画の杜撰さも指摘されている。 この２年近くにわたって原発は稼動しておらず、原発なしで電力供給に何ら問題がないことは明らかである。まずは福島第一原発事故原因の徹底した究明と事故の収束こそを優先させ、原発の再稼動は急ぐ必要はない。実効性の担保された避難計画もなく、火山噴火リスクも高まっている中で、川内原発の再稼動はとうてい認めることはできない。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。 記 １　原子力発電所の再稼動を認めないこと。 ２　福島第一原子力発電所事故の収束と、被害の完全救済に全力をあげること。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 11 日 【提　出　先】内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣 【件　　　名】災害ボランティア割引制度の創設を求める意見書 日本各地で、地震や津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害が相次いでいる。被災地での救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズなども高まってきており、多くの支援者の協力が欠かせない。わが遠野市においては、全国各地からのボランティアとともに官民協働で、東日本大震災の津波被害による被災者や被災地域の復旧復興支援に取り組んでいる。 今後、首都直下地震や南海トラフ沖地震が起きたことを想定した場合、1 日 10 万人以上、延べ 1000 万人以上のボランティアが必要になることがわかっている。遠方からの支援や長期にわたる支援が必要となるが、各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費などの問題で被災地域へボランティアに行けないという意見が圧倒的に多い。今のわが国には、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていない現状である。まずは、ボランティア活動のための被災地への移動手段と滞在場所にかかる経費の援助を社会的に図るべきである。 これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例がある。国はこうした事例を踏まえ、多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。 よって、地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を創設することを強く求めるものである。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成27年12月18日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒１人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めます。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 【件　　　名】環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の合意内容についての情報公開を求める意見書 本年 10 月５日、ＴＰＰ交渉参加 12 カ国は、アメリカで開催された閣僚会合で大筋合意をした。 協定が発効すれば国内総生産で世界の 4 割を占める巨大経済圏が生まれることになるが、関税撤廃や大幅な関税引き下げにより、我が国の国内農業への影響が懸念されるほか、工業、労働雇用形態、国民の健康、医療の質の確保、地方経済への影響、デフレへの懸念及び安全な食の担保など真の国民利益そして東日本大震災からの復興への影響も含め、多角的な検証が必要である。 特に、交渉参加以来、国内では主食用米から飼料用米への転作を誘導する一方で、アメリカなどからは輸入米については特別枠を設け、牛肉や豚肉の輸入時の関税を大幅に引き下げるなど、合意内容は我が国の農林水産業に極めて大きな打撃となる。 農産物の重要５品目の保護を求める国会決議を、政府が遵守したかどうか早急に検証するとともに、併せて、必要なセーフティーネットを国民に示す責務が政府に求められている。 これは、ＴＰＰ交渉が秘密交渉として進めたためであり、国民が知らないままに暮らしに直結する物事が決められてきたことに起因するものであり、情報公開を求めてきた当市議会としては極めて遺憾である。 ＴＰＰ協定は、経済的な分野だけでなく、国の形を変える可能性を大きく含んでおり、十分な国民的議論を尽くしたうえで、最終的に批准するか否かを決定すべきであり、交渉過程と合意内容等を情報公開と国会の早期召集により徹底的な検証を行うよう強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】介護報酬の見直しを求める意見書 誰でも安心して利用できる介護保険制度の実現を基本とした介護報酬の見直し等を行うよう強く要望する。 理由 我が国の高齢化は年々進み、介護施設の重要性が叫ばれるなか、全国的に介護施設の整備を図ろうとしているが、介護従事者の離職が進み、人材不足によって、介護事業に大きな支障が生じている。 このような状況下において、本年４月に実施された介護報酬改定では、介護サービスの充実や処遇改善を除くと、マイナス 4.48％の大幅なマイナス改定となった。 施設関係では、介護老人福祉施設の介護報酬で５％を超える引き下げとなり、小規模型通所介護の介護報酬は約 10％、介護予防通所介護などの介護報酬に至っては 20％を超えるマイナス改定となった。 社会保障の充実を理由に消費税を 8％に引き上げたにもかかわらず、このようなマイナス改定によりサービスの低下があってはならない。 介護職員の待遇は、全産業の平均月額賃金の 33 万円に比べ、22 万円と劣悪な環境にある。 住民の生命を守り、地域の介護システムを維持するためには、介護事業所の維持と確保が困難となっている介護職員の大幅な処遇改善を強力に進めることが不可欠である。 よって、国においては、誰もが安心して利用できる介護保険制度の実現のため、下記の措置を講じるよう強く要望する。 記 1　介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬の見直し等を行うこと。 2　利用者のサービス利用に支障を生じないよう必要な対策を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 18 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県教育委員会教育長 【件　　　名】県立花泉高等学校の存続を求める意見書 岩手県教育委員会においては、新たな高等学校再編計画の検討に資するため「今後の県立高校に関する地域検討会議」を本年６月からこれまで３回の会議を開催し、高校のあるべき姿や地域の実情に応じた高校配置について意見交換がされたところである。 この会議においては、具体的な再編計画は示されず、「望ましい学校規模に満たない規模であることのみを理由にして再編等の対象にはしないこと」、「１学級校については、小規模であることによる課題がより顕在化してくるが、通学が著しく困難な場合等には、教育の機会の保障の観点から、特例として存続させることも検討する」という考え方が示された一方、「近隣に高校が存在し、当該高校以外への通学が容易な地域においては、地域の状況等も考慮しながら、統合も視野に入れ検討する」という考え方が提示された。 今後の計画策定スケジュールについては、可能であれば年末までに計画案を公表し、パブリックコメント、地域説明会を実施した上で年度中を目途に策定したいとしている。 このような考え方をもとに年末までの短期間で、充分な地域実情が勘案されず再編計画案が提示されるとすれば、本年度から学年１学級となった花泉高等学校も再編計画の対象とされることが懸念されるところであり、花泉地域の地域づくりや経済、活性化に与える影響は計り知れないものがあると深く憂慮するところである。 校訓である「知行合一」を理念に、「地域を支えるリーダーの育成」を目標に教育を実践し、これまで多くの逸材を輩出してきた花泉高等学校を存続するよう、下記の理由を付して意見書を提出する。 記 １　花泉高等学校は、平成 27 年度に２学級から１学級に学級調整され、その年に再編計画の対象とされることは安定した教育を実現するという観点からも余りにも性急であり、到底理解が得られないこと。 ２　生徒が遠距離通学となることによる保護者の経済的な負担や精神的負担が大幅に増加すること。 ３　地元の花泉中学校を中心として、宮城県北を含め今後も充分な入学希望者が見込まれること。 ４　仮に再編の対象となった場合、花泉中学校の生徒は一層宮城県に流れることになり、本県の人口減につながり地方創生に逆行することとなること。 ５　花泉高等学校は、花泉地域にとって文化的にも経済的にも欠かすことのできない唯一の高等教育機関であること。 ６　花泉高等学校は、地域と一体となった教育活動を展開しており、地域を支えるリーダーや人材を育成するという大きな役割を担っていること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣 【件　　　名】中小企業基盤整備機構が整備した仮設施設の使用期限の延長を求める意見書 東日本大震災から４年９か月が経過しましたが、まだまだ多くの中小商工業者が仮設店舗等での営業を余儀なくされています。この地域で、一日も早く生業を取り戻し、地域への貢献をしようと日々努力を重ねています。 店舗及び事業所の本格再開は、働く場の確保を初め、地域経済に及ぼす影響が非常に大きく、今後、被災地域において継続的な生活を営んでいく上で欠くことのできないものであります。 中小企業基盤整備機構が整備した仮設施設は、その使用期間が使用開始から５年間との定めがあり、最初の使用開始者は来年１０月にはその使用期限を迎えることとなります。この５年間のうちに本設をとの配慮をいただいて今日まで来ていますが、被災地は、復旧から復興へとその歩みを進めておりますが、大きな規模で市街地が被災した本市を初め、復興作業を続けている市町村では、土地のかさ上げ作業が続いているなど、事業を本格展開する予定地さえ、未だ区画整理事業工事等の途中で、その完成は平成３１年度となり、その後、土地の引き渡しが行われる予定となっているため、建物の建設にはまだまだ期間を要するのが現状です。 この間、別の仮設施設で営業を行うにも、什器備品の移転や店舗・事業所の内装などに費用が掛かることなど、既に二重ローン等で苦しんでいる事業者も多いことから、これら費用の上乗せは事業の本格再開に大きな支障となります。 ついては、被災地の事業者が円滑に事業の本格再開を果たせるよう使用期限の延長等、柔軟な施策の対応が求められますことから、下記の項目について強く求めます。 記 １　中小企業基盤整備機構が整備した仮設施設の使用期限の延長を求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣 【件　　　名】ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書 昨今、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。 平成２６年７月に、国際連合の自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸念を示し、日本政府に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告を出しました。さらに、同年８月には、国際連合の人種差別撤廃委員会も、日本政府に対し、法で規制を行うなどヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行いました。 人種や民族、国籍等の違いから生じる差別は決して許されるものではなく、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねないことから、早急に対応することが必要です。 よって、国においては、差別のない社会の実現へ向け、次の事項を実現するよう求めます。 記 １．ヘイトスピーチを禁止する法の整備を行うこと。 ２．人種差別撤廃条約４条(a)及び(b)に関し、その留保を撤回すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣 【件　　　名】安全保障関連法の廃止を求める意見書 ２０１５年９月１９日に参議院で“強行採決”され“成立”した安全保障関連法は、憲法第９条が禁じた国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。 安全保障関連法は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料などを補給する兵站活動、戦争状態の地域での治安活動など、すべて憲法９条を踏みにじるものであり、憲法解釈を１８０度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認められない。 憲法第９８条は最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとしており、憲法違反の安全保障関連法は廃止以外にない。 この法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって「平和安全」とはまったく逆の事態を招き、日本の平和と国民の命を危険にさらすことになる。 安全保障関連法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも８割が政府の説明は不十分と答えていた。国民多数の反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。 戦後７０年、いまこそ、戦争への道をくいとめ、憲法９条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての日本の歩みをすすめるときである。 よって国においては安全保障関連法をすみやかに廃止し、立憲主義の原則を堅持して、憲法９条を守り、生かすことを強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣 【件　　　名】ＴＰＰ協定交渉の情報開示とＴＰＰ協定交渉からの撤退を求める意見書 ＴＰＰ協定交渉参加国は、10 月５日に大筋合意、11 月５日に暫定案文を公表しましたが、内容について十分に国民に知らせることのないままに行なわれました。また、大筋合意後に臨時国会が開かれず、国民的な議論を尽くす姿勢がとられていないことも民主主義に反する重大な問題です。 大筋合意ではアメリカ、オーストラリア産米あわせて 7.8 万トンの「特別輸入枠」を設定するとしています。また、肉牛の関税は 15 年かけて 38.5%から 9%へ、豚肉の関税は１キログラム当たり最大 482 円から 10 年後に 50 円に引き下げられます。さらに麦については事実上の関税であるマークアップを 45%削減し、乳製品についてもアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドに対してバター、脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物も特別輸入枠が新設されます。このように農林水産物重要５品目の細目の３割で関税を撤廃するとしています。 これらの内容が、重要５品目について関税撤廃はもとより、削減された場合でも「除外または再協議」を求めるとした平成 25 年４月の国会決議（衆参両院農林水産委員会決議）に反していることは明白です。国会決議に従えば交渉からの撤退をしなければならない事態です。 さらに、重要５品目以外の野菜、果物や林産品、水産物の 98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大です。日本の農林水産業への影響ははかり知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、さらに国有企業の規定やＩＳＤＳ条項などの地域経済・国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼす懸念があります。 これらの声に対して、政府は「指摘された多くの懸念は当たらない」としています。しかし、大筋合意の内容が国民に重大な不利益を与えることが明らかであり、直ちに撤回すべきです。ましてや、この「合意」に基づくＴＰＰ協定への調印、批准は認められません。 よって国においては、ＴＰＰ協定交渉において次のとおり取り組まれるよう強く求める。 記 １.ＴＰＰ協定交渉の大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示すること。 ２.農産品重要５品目の関税撤廃が除外できない場合は、ＴＰＰ交渉から撤退すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】安全保障関連法の廃止を求める意見書 去る９月 19 日、参議院本会議において安全保障関連法案が十分な国会審議を経ることなく可決、成立した。 また、特別委員会の採択に当たっては、総理大臣に対する質疑が行われずに強行採決され、だれの目にも民主的議会運営とは映らず、我が国の国会秩序を失墜させたものと言わざるを得ない。 国会の審議を通じて明らかになった戦闘地域での兵たん活動である治安維持活動と核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使との指摘がされている。そして、多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判所長官経験者が、安全保障関連法案を「違憲」と断じたことは極めて重大である。 国会の審議が重ねられるほど安全保障関連法案には「反対」や「疑問」の声が広がり、各種世論調査においても「成立させるべきでない」が６割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが８割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。 「十分な国民への説明と慎重審議を」との全国の多くの自治体が提出した意見書が一顧だにされず、憲法の根幹にかかわるこの法律が十分に審議されずに採択され成立したことは、誠に遺憾であり、強く抗議する。 よって、国においては、安全保障関連法を速やかに廃止する手続きに入るよう強く要請し次のように取り組まれるよう強く求める。 記 １．安全保障関連法を廃止すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、 岩手県知事 【件　　　名】私学教育の充実と発展を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実と発展に寄与している。 現在、少子化などにより私立学校の経営基盤は厳しい環境におかれており、私立学校に通わせる保護者の学費負担は家計を大きく圧迫している。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、私立学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっている。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められている。 よって、国及び県においては、このような私学教育を取り巻く実情を勘案し、過疎地域の私立高等学校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金の一層の拡充を図られるよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 27 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 日本は OECD 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後９年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。 自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要であり、一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しているほか、日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われており、このことは、自治体の判断として少人数教育の推進の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきである。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるよう、憲法に教育を受ける権利が定められているが、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えている。 よって、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であることから、下記事項が実現されるよう強く要望する。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 18 日 【提　出　先】農林水産大臣 【件　　　名】ＴＰＰ協定交渉の大筋合意についての対応に関する意見書 平成 27 年 10 月 5 日、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉 12 カ国は、閣僚会合において、協定の大筋合意に至ったところであります。 今後は、ＴＰＰ協定の批准に向けた手続きを進めることになりますが、ＴＰＰは、農林水産業において国民生活に大きな影響を及ぼすものであり、特に生産基盤の弱い地方においては、経済や生活などへの影響が懸念されるところであります。 つきましては、生産農家が将来にわたって「夢」と「希望」と「誇り」をもって営農に取り組めるよう、農業政策の確立と地域経済を守る観点から、下記事項の実現を強く求めるものであります。 記 １．経営安定対策など将来にわたって再生産を可能とする政策の確立 大筋合意の内容及びその影響を精査し、経営安定対策など将来にわたって希望を持って再生産が可能となる政策を確立すること。 ２．収益力向上と競争力強化のための対策 新規就農者などの担い手育成、作業受委託組織への支援、農地の集積、流通施設などのインフラ整備を講じること。 ３．国土保全を含めた農地の維持管理、地域文化の持続性対策 中山間地を含めた耕作条件不利地域での営農継続と、伝統文化の継承及び定住化に対応した政策を講じること。 ４．新たな分野に挑戦する付加価値創出対策 地理的表示保護制度の運用など知的財産対策、地域政策の拡充、流通施設の整備や非関税障壁の撤廃など輸出促進対策を講じること。 ５．地域や消費者の信頼に応える国産農畜産物の需要拡大対策 外食や加工食品での原料原産地表示の強化、適正価格での流通確保、学校給食での和食の推進や地域ブランド産品の利活用支援を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 9 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実に関する意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、 内閣官房長官 【件　　　名】安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書 憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している安全保障関連法案が、強行採決されたことについて抗議するとともに、今国会で成立した安全保障関連法の廃止を強く求める。 理由 去る９月１９日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。 この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、ＰＫＯ法など既存の１０の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。 国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。 各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今国会で成立させるべきでない」が６割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが８割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。 国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのＰＫＯ活動で駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいうべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。 よって、憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、今国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、 岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望します。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】大槌町長 【件　　　名】源水集会所設置を求める意見書 要旨 　復興まちづくりの観点から、源水地区への集会所設置を、強く要望する。 理由 　現在、源水地区には、震災前からの住民に加え、災害公営住宅へ入居された住民、また新たに住宅再建し移り住まれた住民など、地区内の人口は増加し、それと同時に高齢の方々も急増している。 　このような現状から、「地域包括ケアの構築」、或いは「地域コミュニティ形成の場」として、集会所のニーズが高まっている。 　そうした中、源水地区では、高齢者を対象とした「お茶っこの会」や地域の交流会を開催するにあたり、隣地にある集会所を利用しなければならなず、殊に「お茶っこの会」については、参加できるのは集会所まで歩いていける方のみであり、固定化されてしまっている。参加できない一人暮らしの方々は生活に不安を感じている。 　身近な地区に集会所を設置することで、今まで参加できなかった方々が参加しやすくなり、情報の共有だけではなく、いつでも声を掛け合い、いろんな話ができる場所としての利用が期待される。 　このことは、「地域包括ケアの構築」、或いは「地域コミュニティ形成の場」を手助けする手段ともなり、集会所の設置が極めて重要である。 　ついては、復興まちづくりの視点から、源水地区への集会所設置を強く要望する。 　上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大　槌　町	【議決年月日】平成27年12月17日 【提　出　先】農林水産大臣、経済再生担当大臣、社会保障・税一体改革担当大臣 【件　　　名】TPP交渉の大筋合意についてに対応した農業政策の確立と地域経済を守る政策の確立を求める意見書 要旨 　生産農家が、将来にわたり「夢」と「希望」と「誇り」をもって営農に取り組めるよう、農業政策の確立と地域経済を守る政策の確立を、強く要望する。 理由 　環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPP協定に関し、交渉１２カ国閣僚会合において、協定の大筋合意に至ったとされている。 　しかしながら、未だその全容は国民に示されていない。さらには、日本国内の農林水産業分野での、国民生活への、或いは生産基盤の弱い地方の経済や生活などへの大きな影響が懸念されている。 　ついては、生産農家が、将来にわたり「夢」と「希望」と「誇り」をもって営農に取り組めるよう、農業政策の確立と地域経済を守ることが大きな課題であり、政策の確立を強く要望する。 １　経営安定化対策など将来にわたって再生産を可能とする政策の確立 ２　収益力向上と競争力強化のための対策 ３　国土保全を含めた農地の維持管理、地域文化の持続性対策 ４　新たな分野に挑戦する付加価値創出対策 ５　地域や消費者の信頼に応える国産農畜産物の需要拡大対策 　上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
田 野 畑 村	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、 内閣官房長官、内閣法制局長官 【件　　　名】安全保障関連法の廃止を求める意見書 去る９月１９日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決成立した。 この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、既存の１０の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と新法の国際平和支援法である。 国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動さらにクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものである。そして圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者等が、安全保障関連法案が「違憲」と断じたことは極めて重大である。 各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「政府の説明が不十分」とするものが８割をこえている。 よって、憲法の根幹に係わる、この法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、国においては、今国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 16 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県県北広域振興局長 【件　　　名】民間事業者による産業廃棄物等最終処分場建設計画についての意見書 軽米町早渡地区に民間事業者が計画している産業廃棄物・一般廃棄物最終処分場は、活断層の折爪断層の近くにありこの断層が活動すれば、マグニチュード 7.7 クラスが推定されており、甚大な被害が生じる危険性があります。 また、近年は、短時間での記録的な豪雨が各地で頻発し、河川の氾濫や土砂災害が多く発生しています。 これらの災害が発生して処分場の構造物が損傷した場合や、溢水により廃棄物が拡散するなどした場合、どのような安全対策を講じたとしても、処分場からの汚染水の漏出を完全に防ぐことはできません。 汚染水が計画地から 25 メートルにある瀬月内川へ流入すれば、軽米町 1 万人及び八戸市をはじめとする八戸圏域（7 市町村で構成）約 32 万人、洋野町約 1 万人の「いのちの水」が汚染される恐れがあります。 私たちには、生存環境を未来に引き継ぐ「未来責任」があります。 このことから、現在の計画地での設置を許可しないよう、強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 【件　　　名】ＴＰＰ交渉の情報公開とＴＰＰからの撤退・調印中止を求める意見書 ＴＰＰ参加国は、10 月５日に「大筋合意」11 月５日に「暫定文書」を発表しました。 今回の「合意」は、協定の内容について充分に国民に知らせることのないままにおこなわれました。また、合意後に臨時国会が開かれず、国民的な論議をつくす姿勢がとられていないことも民主主義に反する重大な問題です。 「大筋合意」では、アメリカ、オーストラリア産米合わせて 7.8 万トンの「特別輸入枠」を設定するとしています。また、牛肉の関税は 15 年掛けて 38.5%から９％へ、豚肉の関税は１キログラムあたり最大 482 円から 10 年後に 50 円に引き下げられます。さらに麦については事実上の関税であるマークアップを 45%削減し、乳製品についてもアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドに対してバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物も特別輸入枠が新設されます。このように農産品重要５品目すべてで譲歩するとともに重要５品目の細目（タリフライン）の３割で関税を撤廃するとしています。 これらの内容が、重要５品目について関税の撤廃はもとより削減される場合でも「除外又は再協議」を求めるとした国会決議（2013 年４月 18・19 日「国会衆参両院農林水産委員会決議」）に違反していることは明白です。国会決議に従えば交渉からの撤退をしなければならない事態です。 さらに、重要５品目以外の野菜、果物や林産物、水産物の 98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大です。日本の農林水産業への影響は計り知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を「存立危機事態」へと追い込むものです。また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、さらに国有企業の規定やＩＳＤＳ条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼす懸念があります。 これらの声に対して、政府は「指摘された多くの懸念にはあたらない」としています。しかし「大筋合意」の内容が国民生活に重大な不利益を与えることが明らかであり、このような「合意」はただちに撤回すべきです。ましてや、この「合意」に基づくＴＰＰ協定への調印、批准は認められません。 以上の趣旨から、下記の事項について強く要望します。 記 １　ＴＰＰ「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。 ２　国会決議に違反するＴＰＰ「大筋合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、法務大臣、内閣法制局長官 【件　　　名】安全保障関連２法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書 ９月１９日参議院で、安全保障関連２法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の採決が強行されました。その後、どの世論調査でも、「同法は違法あるいは反対」と答えている人が５～６割、読売新聞調査で「政府与党の説明は不十分」との回答は８割にものぼります。共同通信社調査で、安保法案成立で「戦争に巻き込まれるリスクが高くなる」という回答が６８％、「国会での審議が尽くされたと思わない」との回答が７９％と、この安全保障関連２法について国民は納得できない状態と言えます。また、廃止を求める国民の運動も、さらに大きく広がっています。 安全保障関連２法は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料なども補給する兵站活動、戦争状態の地域での治安活動など、すべてが憲法第９条を踏みにじるものです。だからこそ、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」と明快に述べているのです。 憲法第９８条は、最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとしており、憲法違反の安全保障関連２法は廃止以外にありません。 戦後７０年、戦争で多くの戦死者を出したことを忘れてはいけない。いまこそ、戦争への道をくいとめ、憲法第９条で世界に不戦を誓った平和への日本の歩みをすすめるときです。 よって、下記の事項を強く求めます。 記 １　安全保障関連２法（平和安全法制整備法及び国際平和支援法）を廃止すること。 ２　政府は憲法を守り生かし、武力によらない恒久平和の実現に向け全力を尽くすこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣 【件　　　名】消費税増税中止を求める意見書 消費税８％増税は、アベノミクスの円安誘導による物価の上にかけられ、家計は節約を余儀なくされ消費の落ち込みで経済も低迷しています。若者や子育て世代、年金暮らしの高齢者、中小業者もぎりぎりの生活を強いられています。「これ以上の増税は耐えられない」の声が大きく広がっています。 しかし、２０１７年４月からの消費税１０％への増税は、「景気条項」を削除し、国民の暮らしの状況に関係なく強行されようとしています。「消費税は社会保障のため」といいながら、一方で医療・介護の負担増と年金制度も後退しています。 そもそも税制は、所得や資産の能力に応じた改革こそが必要です。国民の消費購買力を高め、地域の経済を活性化させ、内需主導に転換する経済政策をすすめれば、消費税を増税する必要はありません。国民の切実な生活実態と声を受け止め、消費税増税を中止してください。 以上の趣旨から、下記の事項を求めます。 記 １　消費税増税を撤回し、１０％への引き上げを中止すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 【件　　　名】こども医療費無料化と国民健康保険国庫負担金の減額のペナルティを廃止することを求める意見書 少子化の進行はいっそうの人口減少をもたらし、社会経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、未来を担う子どもたちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。そのため本町ではきびしい財政状況ながら、こども医療費を１８歳まで無料化にし、子育てしやすい環境づくりに努力している。 子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策と捉え、すべての都道府県でこども医療費への補助を実施している。しかし国においては、なんらかの措置も講じられない。早急な実現を求めるものである。 また、医療費助成に現物給付を導入すれば国から国民健康保険国庫負担金が減額されるペナルティがある。 なぜ国は、少子高齢化対策に努力している自治体にペナルティを課すのか。今や日本人の人口問題は喫緊の課題であり、だからこそ国も少子化対策大臣を配置し、子育てしやすい環境づくりに力を入れ、人口減少をくいとめようとしているのではないか。ペナルティを課す行為は、少子化対策に相反することである。 以上のことから、下記の事項について、強く要望する。 記 １　こども医療費の無料化をすること。 ２　医療費助成の現物給付の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の減額のペナルティを廃止すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 27 年 12 月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 わが国において、ウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるのほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由等によるものであるということは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付に関する特別措置法」でも確認されているところあり、国の法的責任は明確になっています。 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん者は高額の医療費を負担せざる得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。 また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされています。 他方、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。 肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。 よって、下記事項について、早期に実現するよう要望します。 記 1　ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること 2　身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 27 年 12 月 11 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 【件　　　名】子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることについての意見書 少子化の進行はいっそうの人口減少をもたらし、社会経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、未来を担う子供たちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすことが影響されている。そのため本村では厳しい財政状況ながら、子供の医療費を高校生まで無料にし、子育てしやすい環境づくりに努力している。 子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要政策ととらえ、すべての都道府県で子どもの医療費への補助を実施している。しかし国においては、何らの措置も講じられていない。早急な実現を求めるものである。 また、現物給付方式を導入すれば国から国民健康保険財政調整交付金が削減されるペナルティがある。なぜ国は、少子化対策に努力している自治体にペナルティを課すのか。いまや日本の人口問題は喫緊の課題であり、だからこそ国も少子化担当大臣を配置し、子育てしやすい環境づくりに力を入れ、人口減少をくいとめようとしているのではないか。ペナルティを課す行為は、少子化対策に相反することである。 以上のことから、下記事項について強く要望する。 記 1　子どもの医療費を無料化すること。 2　現物給付方式に対する国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを廃止すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣 【件　　　名】ヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書 昨今、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。 平成 26 年７月に、国際連合の自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸念を示し、日本政府に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告を出しました。さらに、同年８月には、国際連合の人種差別撤廃委員会も、日本政府に対し、法で規制を行うなどヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行いました。 人種や民族、国籍等の違いから生じる差別は決して許されるものではなく、国際社会におけるわが国への信頼を失うことにもなりかねないことから、早急に対応することが必要です。 よって、国においては、差別のない社会の実現へ向け、以下の事項を実現するよう要望します。 記 １　ヘイトスピーチを禁止する法律を制定すること。 ２　人種差別撤廃条約４条⒜及び⒝に関し、その留保を撤回すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣 【件　　　名】安全保障関連２法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書 去る９月 19 日、参議院本会議において安全保障関連２法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）が、十分な国会審議を経ることなく強行採決されました。 一戸町議会では、平成 27 年６月９日付けで政府に対し「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書を提出しております。 その中で、国民的議論なきままに提出された「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を撤回または廃案とし、安全保障関連法の整備が国のあり方の変更を伴う重要事項ととらえ、国民の意見を真摯な態度でくみ取り、十分な議論を尽くしたうえで決定することを要望しました。 これらの法律は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、戦闘地域での兵站活動、戦争状態の地域での治安維持活動などを行えるとする法律であり、憲法が禁じる武力行使そのものを認める法律です。 各種世論調査でも、これらの法律は違憲、あるいは反対と答えている人が５～６割、政府は説明不足との回答が８割を超えており、国民の理解が十分に得られているとは思えません。また、多くの憲法学者や内閣法制局長官経験者が、これらの法律は「憲法違反」と断じたことは極めて重大です。 国民多数の反対の声を踏みにじり、憲法の立憲主義を否定し、憲法の根幹にかかわる法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾です。 以上のことから、以下の事項を実現するよう要望します。 記 安全保障関連２法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）を廃止すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 27 年 12 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣 【件　　　名】TPP 協定交渉の大筋合意に関する意見書 平成 27 年 10 月５日、TPP 協定交渉の参加 12 か国は、アメリカで開催された閣僚会合で大筋合意に至りました。 TPP 協定交渉については、本町の基幹産業である農業に重大な影響を及ぼすことが懸念され、農業者の不安が強いことから、本町議会においては、TPP 協定交渉に参加しないよう強く政府に求めてきたところであります。 今般の合意においては、聖域としてきた農産物重要５項目について、関税撤廃を原則とする交渉の中で例外を数多く確保したとの政府見解が示されているが、牛肉や豚肉の関税を大幅に削減するなど、極めて厳しい内容であり、農業の根幹を揺るがしかねないものであります。 このため、農業者や関係団体等をはじめ広く国民から、TPP 協定の合意が、農業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかとの不安と懸念の声が高まっております。 よって、国におかれては、TPP 協定の地域経済に与える多大な影響と地方の悲痛な声を十分に踏まえ、誠実に対応するよう、下記の事項について強く要望いたします。 記 １　合意内容の詳細について、国民の理解が得られるよう、政府の責任として、十分な情報提供を行うとともに、国民生活や地域経済に与える具体的影響について、速やかに、かつ、正確な情報を公表すること。 ２　合意内容について国会審議を十分に尽くすとともに、国民合意が得られないままに批准しないこと。 ３　意欲ある農業の担い手が希望をもって営農できるよう、また、食の安全・安心を守るために万全の国内対策を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。